

第 72 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設	阿蘇郡南阿蘇村久石 2807番地	みなみあそ観光局・ あそ望の郷共同体 代表者 一般社団法人 みなみあそ観光局 代表理事 丸野健一 郎	令和5年7月1日から 令和8年3月31日 まで

(提案理由)

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設条例（令和4年熊本県条例第38号）第13条第1項の規定に基づき、熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。